

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 八 月 七 日

目 次

訓 令 甲

○岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

(技術検査課) ページ 一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程

昭和五十二年

岐阜県訓令甲第十六号

岐阜県企業訓令管第八十三号

の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 委員長及び副委員長がともに欠けたとき、又はともに事故があるときは、総務部長をもつて充てられる委員が委員長の職務を代理する。

第五条第一項中「毎月第二火曜日及び第四火曜日（その日が休日であるときは、その日の翌日）」に「を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「前条第二項に規定する職務の代理者」を「前条第二項又は第三項の規定により職務を代理する者」に、「場合」を「者」に、「に規定する職務の代理者を含む。次項」を「の規定により委員の職務を代理する者を含む、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する者を除く。次項」

に改める。

第十一条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。
第十五条中「別に」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年八月七日から施行する。

令和七年八月七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社